

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【奄美市】

令和3年5月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
奄美市	住宅	定住促進支援事業	★ 地域の活性化と地域コミュニティの育成を目的として、その担い手となる方々(島外からの移住者)に提供する定住促進住宅を整備しています。 入居にあたっては、次のことが条件となります。 (1)地域活性化の担い手となる者 (2)現に同居し、又は同居しようとする親族(婚約者も含む)があること。 (3)入居の申込時において住所を有する市町村の税金等の滞納がないこと。 (4)住所を本市に有し、又は入居後、本市に移すことが確実であること。 (5)入居者及び同居者が暴力団員でないこと。 (6)住宅への入居期間が、最大で10年間(定期借家契約)であることを承諾すること。
奄美市	住宅	空き家バンク制度	★ 奄美市内の「貸したい・売りたい」所有者と、「借りたい・買いたい」移住希望者をマッチングする制度です。 鹿児島県宅地建物取引業協会奄美支部と協定を締結し、ホームページ等での空き家バンクの情報収集及び発信を実施しております。
奄美市	住宅	移住・定住住宅購入費・リフォーム助成金	★ ●移住・定住住宅購入費助成 移住者が新築・中古住宅を購入する際に最大100万円助成 ★ ●移住定住促進住宅リフォーム助成金 ・空き家の所有者が移住者に貸し出すことを目的に、戸建て住宅をリフォームする費用の1/2を助成(最大100万円) ・奄美市内の戸建て住宅を借りる移住者が所有者の了解を得てリフォームする場合、その費用の1/2を助成(最大100万円)
奄美市	就農・漁業	農業後継者育成	★ 農業経営を希望する者に対して、農業に関する基礎的技術及び知識を習得させるための各種研修を実施し、将来本市の中核的農家として自立できるよう人材の育成をすることを目的とし、研修生受け入れ事業を実施しています。 (研修内容) 本市の重点振興品目であるパッションフルーツ等の栽培実践研修を主に行いながら、農業基礎講義等による栽培研修会への参加など、新規就農者の育成をするための研修内容です。 (研修人員)4人以内(名瀬2人、笠利2人) (研修期間) 原則として7月1日から翌々年の6月30日までの2年間 (研修資格) 1.農業を職業として選択し、かつ、本市の重点振興品目の栽培を希望する者で、自立経営農家を目指し就業意欲が高いと認められる者 2.研修開始時に奄美市に住所を有する者で、かつ普通自動車運転免許を有する者 3.地域社会と融和し、中核的な担い手として地域の発展に寄与できる者 4.18歳以上60歳以下の健康な者 5.自己資金等の条件が整っている者 6.身元保証人が1名いる者。 (営農研修助成金) 研修実績により月額5,800円を支給する。(生産物の販売収入は市の収入とする。)ただし、国の農業次世代人材投資事業(準備型、年額150万円)の対象者に対する重複支給はいたしません。 ※農業次世代人事投資事業は50歳未満までに就業開始することが対象となります。 (募集期間) 毎年1月から3月末
奄美市	就農・漁業	奄美市漁業担い手育成支援事業	【対象者・内容等】 漁業就業者の確保・育成を図る目的で、新規漁業従事者に対し、奨励金及び水揚げ手数料補助金を支給し、新規漁業従事者が継続的に活動できるよう支援しています。 また、正規労働者を雇用した漁協の正組合員である企業に対し奨励金を支給いたします。 ●独立型 市内に住所を有し、漁協正組合員の資格を有した日において年齢65歳以下で、かつ、1年以上3年以内で漁業活動に従事した新規漁業従事者。 奨励金: 補助対象者1人につき定額20万円(1年限り) 水揚げ手数料補助: 水揚げ手数料相当額(5%)を交付(申請は1年につき1回で、最大3年間申請可能、各申請における上限額は5万円) ●雇用型 漁協正組合員の資格を有する企業で、かつ、常時従業員を雇用し、継続して漁業活動を行う企業経営者であり、その被雇用者が市内に住所を有する者で、正規雇用者となった日において、年齢60歳以下であること(被雇用者が正規労働者となった日から3年未満の者)。 奨励金: 新規雇用の正規労働者1人につき定額20万円
奄美市	その他	就業体験支援補助	移住希望者の就業体験や就職活動に対して、旅費・宿泊費の一部を補助します。 ●対象者 移住希望者(奄美大島本島内に住所を有しておらず、就職する意思がある者) ●補助額 往復旅費の実費: 上限1万円/1人 宿泊費の実費: 上限2千円/泊×10泊まで